

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6年 6月12日

香川県知事 殿



提出者
住 所 香川県坂出市江尻町1280-1
氏 名 中村土木株式会社
代表取締役 中村 敏浩
電話番号 0877-46-1230

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12 条第10 項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	中讃地区の各現場
事業場の所在地	坂出市内・善通寺市内・丸亀市内・綾歌郡内
事業の種類	建設業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

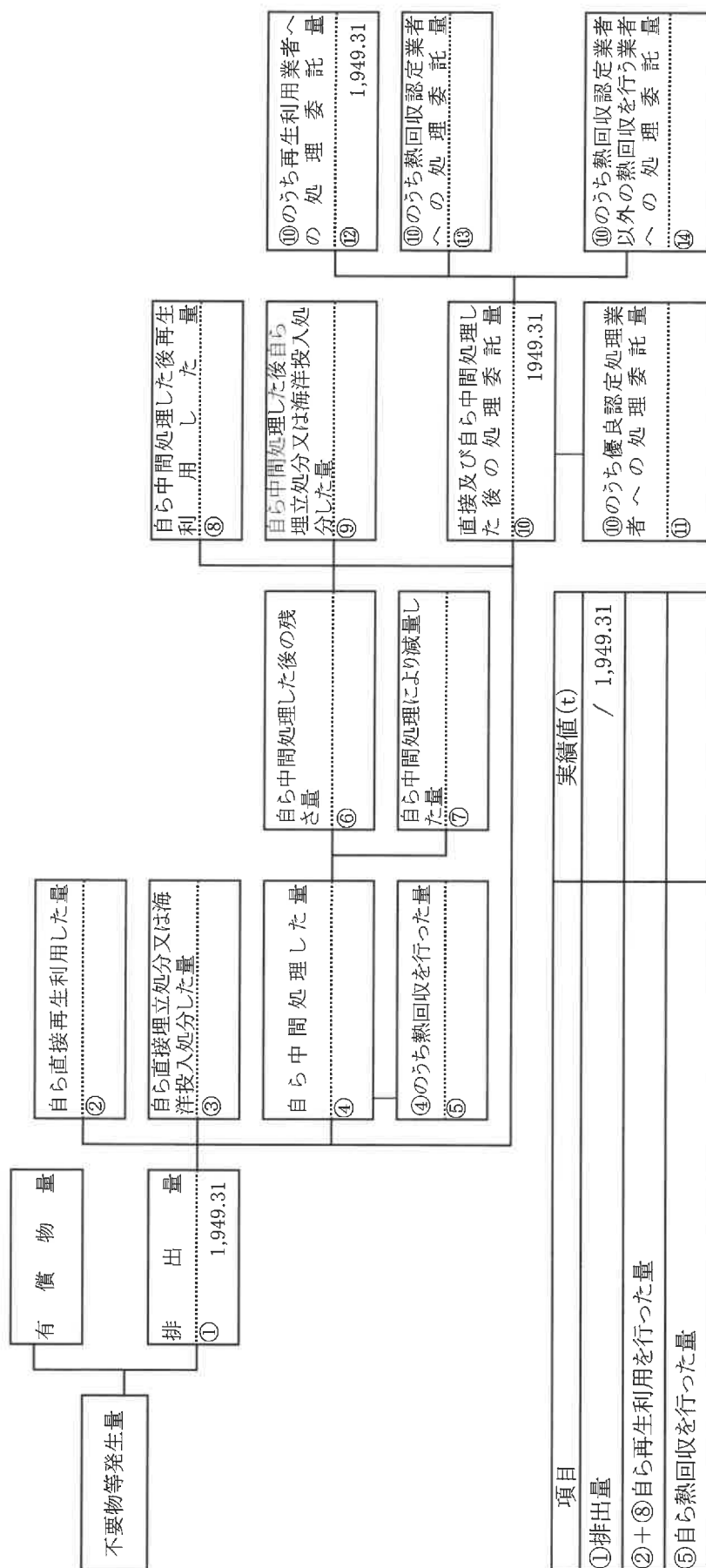
産業廃棄物処理計画における目標値

項 目	目 標 値 (t)	項 目	目 標 値 (t)
排 出 量	3,195	全 処 理 委 託 量	3,195
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	3,195
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

※事務処理欄

(産業廃棄物の種類:がれき類)

(单位:t)

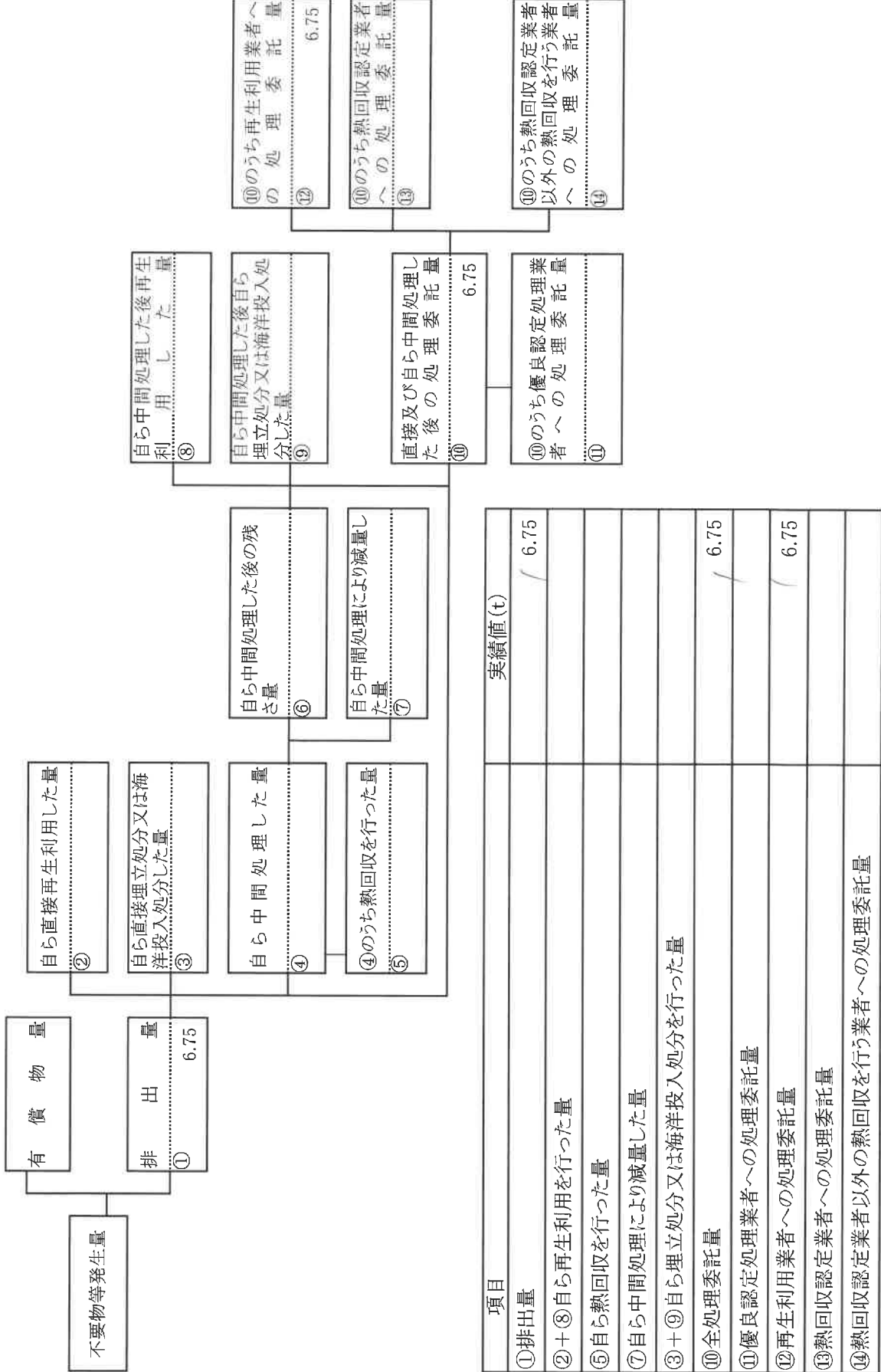


項目	実績値 (t)
①排出量	/ 1,949.31
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑤+⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	1,949.31
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	/ 1,949.31
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:汚泥)

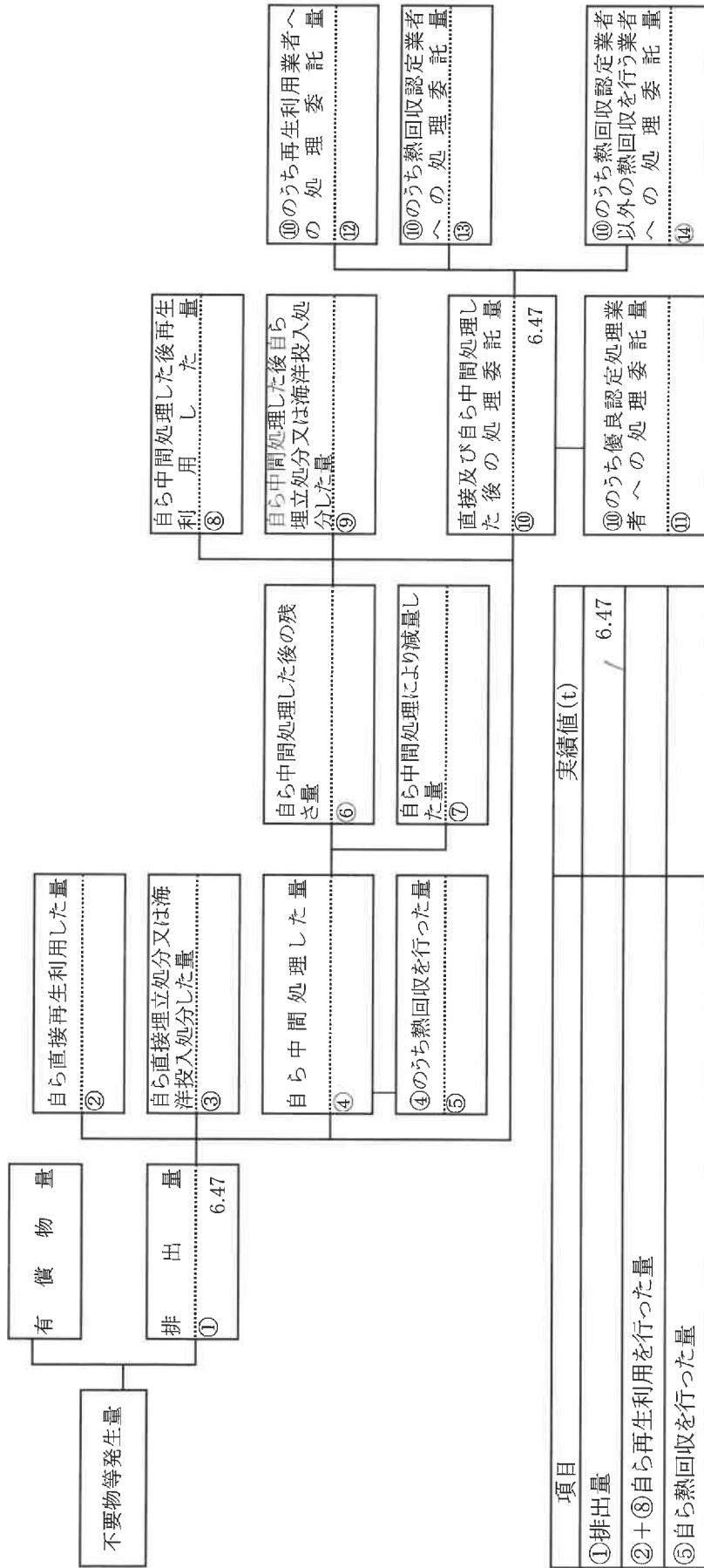
(単位:t)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:廃プラスチック類)

(単位:t)

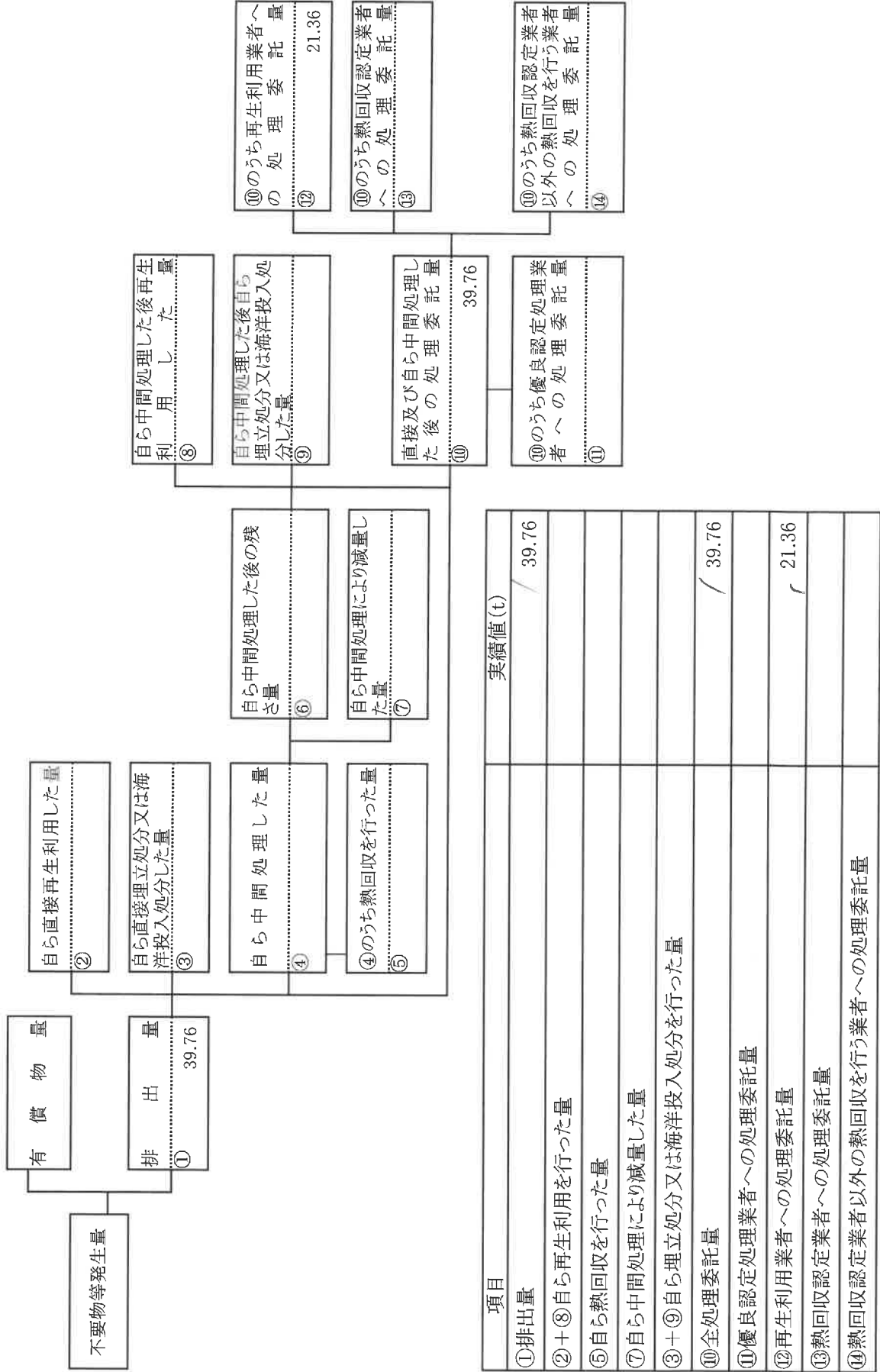


項目	実績値(t)
①排出量	6.47
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	6.47
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

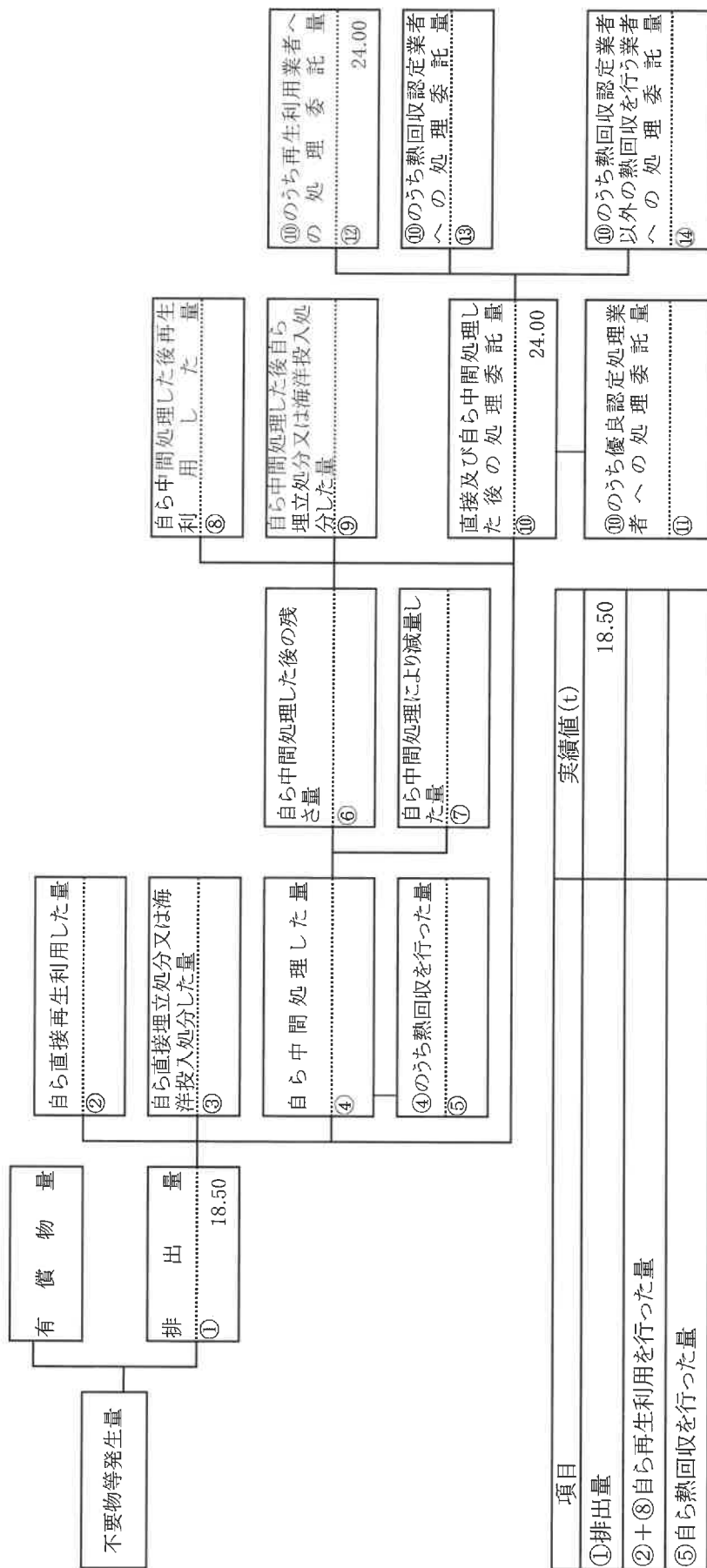
(産業廃棄物の種類:木くず)

(単位:t)



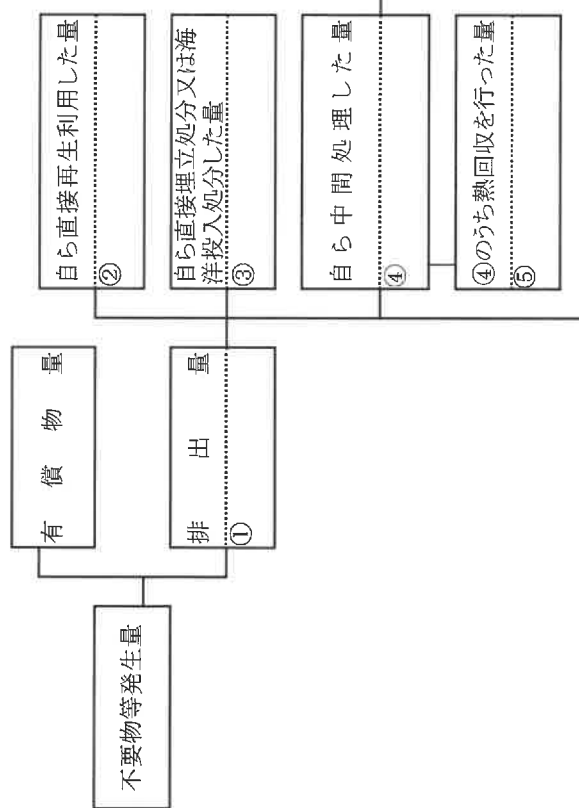
(産業廃棄物の種類:混合廃棄物)

(单位:t)



項目	実績値(t)
①排出量	18.50
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	24.00
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	24.00
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

(单位:t)



項目	実績値 (t)
①排出量	
②＋⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)

(単位:t)

The flowchart illustrates the management of industrial waste, starting from '不要物等発生量' (Generation of waste) which splits into '有償物量' (Paid quantity) and '排出量' (Discharge quantity). '排出量' is labeled as ①. '有償物量' leads to '自ら直接再生利用した量' (Self-direct reuse quantity), labeled as ②. '排出量' leads to '自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量' (Self-direct landfill or marine disposal quantity), labeled as ③. From ③, the flow goes to '自ら中間処理した量' (Self-intermediate treatment quantity), labeled as ④. From ④, it splits into '自ら中間処理した後の残さ量' (Residual quantity after self-intermediate treatment), labeled as ⑥, and '④のうち熱回収を行った量' (Quantity of heat recovery from ④), labeled as ⑤. From ⑤, it goes to '自ら中間処理により減量した量' (Quantity of reduction by self-intermediate treatment), labeled as ⑦. From ⑥, it goes to '自ら中間処理した後再生利用した量' (Quantity of reuse after self-intermediate treatment), labeled as ⑧. From ⑦, it goes to '自ら中間処理又は海洋投入処分した量' (Quantity of disposal after self-intermediate treatment or marine disposal), labeled as ⑨. From ⑧, it goes to '⑩のうち再生利用業者への処理委託量' (Quantity of treatment entrusted to reuse business among ⑩), labeled as ⑫. From ⑨, it goes to '⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量' (Quantity of treatment entrusted to heat recovery business among ⑩), labeled as ⑬. From ⑦, it also goes to '⑩のうち熱回収を行う業者以外の処理委託量' (Quantity of treatment entrusted to businesses other than heat recovery among ⑩), labeled as ⑭. From ⑤, it goes to '直接及び自ら中間処理した後の処理委託量' (Quantity of treatment entrusted after direct and self-intermediate treatment), labeled as ⑩. From ⑩, it goes to '⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量' (Quantity of treatment entrusted to excellent business among ⑩), labeled as ⑪.

項目	実績値(t)
①排出量	
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

燃		え		殻
汚				泥
廃				油
廃				酸
廃				リ
紙	ア	ル	カ	類
木	プ	ス	ッ	ず
繊		く	ク	ず
動		く		ず
動	植	維	性	さ
ゴ	物	物	固	物
金		ム	形	不
ガ		属	く	要
ラ	ス	・	く	ず
器	く	コン	リ	及
鉦	ず	クリ	ート	び
が			く	陶
動		く		磁
動		さ		ず
ば	れ		き	い
混	物	の	ふ	類
合	物	の	ん	尿
廃	い		死	体
棄			じ	ん
物				

廃油
 廃酸
 廃アルカリ
 感染性廃棄物
 廃PCB等(特定有害)
 PCB汚染物(特定有害)
 PCB処理物(特定有害)
 指定下水汚泥(特定有害)
 鉍さい(特定有害)
 廃石綿等(特定有害)
 燃え殻(特定有害)
 ばいじん(特定有害)
 廃油(特定有害)(金属を含む)
 汚泥(特定有害)(金属を含む)
 廃酸(特定有害)(金属を含む)
 廃アルカリ(特定有害)(金属を含む)